

中労委(P)第3回調査開催！

田中正雄助役を証人申請！

現場管理者の生の証言が必要だ！！

6月10日、中央労働委員会において、中労委（P）第3回調査が開催されました。

私たちは、中央労働委員会で闘っている「会社による不当な組合掲示物撤去に対して救済を求めた不当労働行為事件」において、元大阪仕業検査車両所（現在、大阪交番検査車両所）の田中正雄助役を本件掲示物が張り出された以前も以降も大阪仕業検査車両所の仕業担当助役として職場の状況を熟知されていた管理者であり証人として極めて重要であるとして、証人尋問を行う必要性を訴えました。

ところが、会社からは中央労働委員会に対して「田中正雄助役に関しては証人尋問の必要性はない」との内容の意見書が提出されました。

しかし、中央労働委員会は、組合に対して田中助役の証人申請の必要性を具体的に詳細に書面に書いて提出することを求めました。

次回8月6日の調査で現場管理者の田中助役を証人として採用するかしないかを判断するということです。

次次回から証人尋問が始まりますが田中助役の証言を期待しましょう。